

井原医師会訪問看護ステーション運営規程

(運営主体・名称・所在地)

第1条 一般社団法人井原医師会（以下「事業者」という）は、井原医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という）を岡山県井原市井原町181番地5に置く。

(事業の目的および運営の方針)

第2条 事業所の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、指定訪問看護および指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という）を提供することを目的とし、医師が訪問看護等を必要と認めた在宅療養者に対して、心身の機能の維持・回復を図り、生活の質を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

(法令の遵守)

第3条 国等が定める訪問看護事業に関する法令、その他関係法令等の基準を遵守する。

(秘密の厳守)

第4条 次の通りとする。

- (1) 訪問看護等に関して知り得た業務上の個人の秘密は、他に漏らしてはならない。
- (2) 職員が退職後も知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- (3) 個人の情報を用いる場合は、予め文書により、利用者および家族等から同意を得るものとする。
- (4) 事業者は、「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な扱いに努める。

(職員の構成)

第5条 事業所を円滑に運営するために次の職員を置き、その任免は井原医師会理事会の承認を得て井原医師会長が行う。

- (1) 管理者1名
 - ①訪問看護等を行うために必要な知識や技能を有する保健師または看護師とする。
 - ②職員の指導監督、訪問看護等の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
 - ③主治医、井原市、矢掛町および地域の保健・医療・福祉サービス提供主体との連携を図る。
 - ④訪問看護等に関する県の講習会等を修了または修了予定の者とする。

- (2) 訪問看護師2名以上（保健師または看護師または准看護師）
- ①訪問看護等のサービス提供、記録、看護計画および報告書の作成、看護用品の整備等を行う。
 - ②業務の状況に応じて増減するが、県の定める人員の基準は下回らない。
- (3) 事務職員1名
- 必要な事務を行う。

(事業内容)

第6条 営業日、営業時間、サービス内容は次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
- ただし国民の祝日および12月29日～1月3日、8月13～15日を除く。
- (2) 営業時間：9時～17時
- 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (3) サービス内容：①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持
③食事・排泄等の日常生活の援助 ④褥瘡の予防・処置
⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア
⑦療養生活や介護方法の指導 ⑧医師の指示による医療処置

(利用料)

第7条 利用料は次の通りとする。

- (1) 基本利用料
- 訪問看護等を提供した場合の利用料は介護報酬告示額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 基本利用料以外の利用料
- ①交通費（自動車利用往復 1回あたり）
 - 医療保険の場合 井原市・矢掛町は一律100円
 - 介護保険の場合 井原市・矢掛町は無料
 - 井原市・矢掛町以外の場合（医療保険・介護保険共通）
 - 井原市・矢掛町を超えた地点から片道10km未満 500円
 - 井原市・矢掛町を超えた地点から片道10km以上 750円
 - ただし福山市神辺町と山野町、島を除く笠岡市、高梁市川上町佐屋地区は上記を適用せず100円
 - ②利用者の希望で90分/回を超える訪問は30分毎に1000円（医療保険の場合）
 - ③営業時間外の訪問は1時間毎に600円（医療保険の場合）

- ④サービス提供中に必要となった30分以内の家事援助は500円（医療保険）
- ⑤死後の処置料、処置に伴う材料代は15000円（医療保険・介護保険共通）
- ⑥看護・介護用品（おむつなどサービス提供に必要なもの）は実費
- ⑦解約料
 - サービス利用の2営業日前の17時までの解約の場合 無料
 - サービス利用の1営業日前の17時までの解約の場合 利用者負担額の50%
 - サービス利用当日の解約の場合 利用者負担額の100%

（事業の実施方法）

第8条 訪問看護等の実施方法は次の通りとする。

- （1）主治医からの訪問看護指示書に基づき、訪問看護計画を定めて実施する。
- （2）訪問看護等の申し込みがあっても、遠距離・訪問看護師の不足等によりサービスの提供が困難な場合は、速やかに主治医および利用者に連絡し、他の事業所を紹介するなど適切な措置を講じる。
- （3）利用者に重要事項説明書を提示し了解を得た上で訪問看護等の提供を開始する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 介護保険における通常の事業の実施地域は井原市・矢掛町とする。

（衛生管理）

第10条 事業所は、職員の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努める。

- 2 事業所は、感染症が発生またはまん延しないように、次の措置を講じる。
 - （1）事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、職員に対し感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

（緊急時の対応）

第11条 利用者に緊急事態が発生した場合、職員は必要な手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し指示を仰ぐ。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じ、管理者および主治医に遅滞なく報告する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行い、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第13条 事業所が提供した訪問看護等に苦情があった場合に迅速かつ適切に対応するために相談窓口や担当者を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者および家族等に説明する。

(記録の保存)

第14条 記録の保存は次の通りとする。

- (1) 訪問看護等業務に関して保存する記録は次の通りとする。
 - ①事業計画書 ②訪問看護指示書 ③訪問看護計画書 ④訪問看護報告書
 - ⑤訪問看護記録書 [I] [II] ⑥訪問看護情報提供書 ⑦その他必要な記録書
- (2) 職員の管理業務に関して保存する記録は次の通りとする。
 - ①勤務形態一覧表 ②勤務実績表(シフト表) ③出勤簿(タイムカード)
 - ④給与台帳 ⑤その他必要な記録書
- (3) 訪問看護等業務に関する記録は、完結の日から5年間保存する。

(職員の研修)

第15条 事業所の職員に必要な研修を行う。

(虐待に関する事項)

第16条 事業所は、虐待の発生および再発を防止するために次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止についての対策等を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待防止に関する研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に報告する。

(身体拘束の原則禁止)

第 17 条 事業所は、サービスの提供にあたって利用者または他者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、原則身体拘束を禁止とする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人または家族等に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

(業務継続に関する事項)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメントに関する事項)

第 19 条 事業所は、ハラスメントによる被害を最小限にするために、被害防止の取り組みや被害者からの相談対応、被害者への配慮のための取り組みを行う。

- 2 事業所は、適切な訪問看護等の提供を確保する観点から、事業所または介護・医療現場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員や利用者被害が生じないような指針の整備など必要な措置を講じる。

(経理)

第 20 条 事業所の経費は、利用料、会員からの出資金、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 21 条 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(改定手続き)

第 22 条 本規程の改定については、井原医師会理事会の承認を得て、所定の変更手続きを行う。

(附則)

本規程は平成 9 年 9 月 9 日から施行する。

平成 13 年 2 月 14 日	一部改正
平成 15 年 1 月 30 日	一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正
平成 18 年 8 月 17 日	一部改正
平成 19 年 4 月 26 日	一部改正
平成 23 年 12 月 5 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 5 月 8 日	一部改正
平成 26 年 7 月 17 日	一部改正
平成 27 年 1 月 1 日	一部改正
平成 27 年 10 月 14 日	一部改正
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正
平成 30 年 4 月 19 日	一部改正
令和 2 年 1 月 9 日	一部改正
令和 6 年 3 月 22 日	一部改正
令和 6 年 11 月 21 日	一部改正